

## 固定資産税・都市計画税の負担軽減を求める要望書

土地の固定資産評価を公示価格の七割を目途に設定する現行の固定資産税制度は、地価の高い都心区の納税者には極めて不利なものになっております。過重な税負担は、区民生活や区内三万六千事業所の大半を占める中小零細事業所の事業継続に大きな影響をもたらします。これまで、固定資産税・都市計画税の負担水準を都条例により引き下げる一律減額制度など数々の軽減措置が取られてきたとはいえ、抜本的な改善に至らない状況であります。また、わが国の経済の牽引役である都心の活性化とともに、景気回復策としても、税負担の軽減や適正化が必要不可欠であります。私たちは、固定資産税・都市計画税が中央区の区民・事業者の負担実態に即して、納税者として納得できる水準となるよう、左記事項の実現を強く要望します。

### 記

- 一、商業地等における固定資産税・都市計画税の一律減額制度を平成三十一年度においても継続すること。
- 一、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を平成三十一年度においても継続すること。
- 一、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を平成三十一年度においても継続すること。
- 一、固定資産評価の引下げや評価方法の改善など現行固定資産税・都市計画税制度を抜本的に改革すること及び条例による一律減額制度を恒久的な制度とするよう、国に積極的に働きかけること。

平成三十年十月二日

中央区長 矢田 美英

中央区議会議長 磯野 忠

東京都知事  
東京都議会議長

あて